

## 豊川圏域水防災協議会規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、豊川圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。  
なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

### (目的)

第2条 全国的に現状の河川の能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、豊川圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### (協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

### (協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
- 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(分科会の設置)

第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
- 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、東三河建設事務所河川港湾整備課、新城設楽建設事務所河川整備課が務める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。
- 本規約は、平成29年 5月22日から実施する。
- 本規約は、平成29年11月2日から実施する。
- 本規約は、令和元年 5月 9日から実施する。
- 本規約は、令和3年 1月28日から実施する。

本規約は、令和3年 5月28日から実施する。  
本規約は、令和4年 6月30日から実施する。  
本規約は、令和5年 4月28日から実施する。  
本規約は、令和6年 5月 7日から実施する。

別表—1 協議会の対象河川

水系名	河川名		水系名	河川名		水系名	河川名		
(一)天竜川	大千瀬川		(一)豊川	亀淵川		(二)境川	境川		
	大入川			海老川		(二)梅田川	梅田川	○	
	古真立川			巴川			内張川		
	間黒川			島田川			西ノ川		
	小田川			当貝津川			浜田川		
	坂宇場川			栗島川			坪口川		
	東菌目川			田町川			落合川		
	御殿川			大島川			精進川		
	鴨山川			巴川			境川		
	河内川			菅沼川			半尻川		
	漆島川		黒瀬川		柳生川		○		
	(一)豊川	豊川		(一)矢作川	中川		(二)柳生川	殿田川	
		朝倉川			名倉川			山中川	
内山川			黒田川			(二)佐奈川		佐奈川	○
神田川			(二)池尻川	池尻川			帯川		
三輪川			(二)精進川	精進川		(二)音羽川	音羽川	○	
嵩山川			(二)天白川	天白川			白川		
善光寺川			(二)免々田川	免々田川			西古瀬川		
江川			(二)新堀川	新堀川			安藤川		
古川			(二)今堀川	今堀川			山陰川		
馬越川			(二)今池川	今池川			(二)御津川	御津川	
間川			(二)汐川	汐川		(二)紫川	紫川		
安川				清谷川		(二)西田川	西田川		
境川				庄司川			力川		
宇利川				宮川		(二)落合川	落合川		
野田川				青津川		(二)拾石川	拾石川		
大入川				大日川					
宇連川				(二)蜷川	蜷川				
黄柳川				(二)紙田川	紙田川				

対象河川数：84河川

凡例 ○：水位周知河川

別表一 2 豊川圏域水防災協議会 会員

	構成機関・役職
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	豊橋市 市長
会員	豊川市 市長
会員	蒲郡市 市長
会員	新城市 市長
会員	田原市 市長
会員	設楽町 町長
会員	東栄町 町長
会員	豊根村 村長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 東三河建設事務所 所長
会員	愛知県 新城設楽建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
会員	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合事業部 部長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

別表—3 豊川圏域水防災協議会幹事

構成機関・役職	
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※ (担当課長)
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長
	(防災担当) (治水担当)
幹事	豊橋市 危機管理統括部長 建設部長
幹事	豊川市 危機管理監 建設部長
幹事	蒲郡市 危機管理監 建設部長
幹事	新城市 総務部長 建設部長
幹事	田原市 防災局長 都市建設部長
幹事	設楽町 総務課長 建設課長
幹事	東栄町 総務課長 建設課長
幹事	豊根村 総務課長 産業課長
幹事	愛知県 東三河建設事務所 河川港湾整備課長
幹事	愛知県 新城設楽建設事務所 河川整備課長
幹事	愛知県 東三河総局 県民環境部 防災安全課長
幹事	愛知県 東三河総局 新城設楽振興事務所 県民防災安全課長
幹事	名古屋地方气象台 防災管理官
幹事	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合事業部 管理課長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 流域治水課長

※幹事長が不在の場合は ( ) の者が幹事会の運営、進行を行う。